

ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦行政違法行為法典の改正について

国家院（下院）採択

2022年 3 月 4 日

連邦院（上院）承認

2022年 3 月 4 日

第 1 条

ロシア連邦行政違法行為法典（ロシア連邦法令集、2002、No. 1、掲載番号 1；No. 30、掲載番号3029；No. 44、掲載番号4295；2003、No. 27、掲載番号2700、2708、2717；No. 46、掲載番号4434；No. 50、掲載番号4847、4855；2004、No. 31、掲載番号3229；No. 34、掲載番号3529、3533；2005、No. 1、掲載番号 9、13、40、45；No. 10、掲載番号763；No. 13、掲載番号1077；No. 19、掲載番号1752；No. 27、掲載番号2719、2721；No. 30、掲載番号3104、3131；No. 50、掲載番号5247；2006、No. 1、掲載番号 4、10；No. 6、掲載番号636；No. 10、掲載番号1067；No. 12、掲載番号1234；No. 17、掲載番号1776；No. 18、掲載番号1907；No. 19、掲載番号2066；No. 23、掲載番号2380；No. 31、掲載番号3420、3438、3452；No. 45、掲載番号4641；No. 50、掲載番号5279；No. 52、掲載番号5498；2007、No. 1、掲載番号21、25、29；No. 7、掲載番号840；No. 16、掲載番号1825；No. 26、掲載番号3089；No. 30、掲載番号3755；No. 31、掲載番号4007、4008、4015；No. 41、掲載番号4845；No. 43、掲載番号5084；No. 46、掲載番号5553；2008、No. 18、掲載番号1941；No. 20、掲載番号2251、2259；No. 30、掲載番号3604；No. 49、掲載番号5745；No. 52、掲載番号6235、6236；2009、No. 1、掲載番号17；No. 7、掲載番号777；No. 23、掲載番号2759、2776；No. 26、掲載番号3120、3122；No. 29、掲載番号3597、3642；No. 30、掲載番号3739；No. 45、掲載番号5267；No. 48、掲載番号5711、5724；No. 52、掲載番号6412；2010、No. 1、掲載番号 1；No. 18、掲載番号2145；No. 19、掲載番号2291；No. 21、掲載番号2525；No. 23、掲載番号2790；No. 27、掲載番号3416；No. 30、掲載番号4002、4006、4007；No. 31、掲載番号4158、4164、4193、4195、4206、4207、4208；No. 41、掲載番号5192；No. 49、掲載番号6409；2011、No. 1、掲載番号10、23、54；No. 7、掲載番号901；No. 15、掲載番号2039；No. 17、掲載番号2310；No. 19、掲載番号2714、2715；No. 23、掲載番号3260；No. 27、掲載番号3873；No. 29、掲載番号4289、4290、4298；No. 30、掲載番号4573、4574、4585、4590、4598、4600、4601、4605；No. 46、掲載番号6406；No. 47、掲載番号6602；No. 48、掲載番号6728；No. 49、掲載番号7025、7061；No. 50、掲載番号7342、7345、7346、7351、7352、7355、7362、7366；2012、No. 6、掲載番号621；No. 10、掲載番号1166；No. 19、掲載番号2278、2281；No. 24、掲載番号3068、3069、3082；No. 29、掲載番号3996；No. 31、掲載番号4320、4322、4330；No. 47、掲載番号6402、6403、6404、6405；No. 49、掲載番号6757；No. 53、掲載番号7577、7602、7639、7640、7641；2013、No. 14、掲載番号1651、1657、1666；No. 19、掲載番号2323、2325；No. 26、掲載番号3207、3208、3209；No. 27、掲載番号3454、3469、3470、3477、3478；No. 30、掲載番号4025、4029、4030、4031、4032、4034、4036、4040、4044、4078、4082；No. 31、掲載番号4191；No. 43、掲載番号5443、5444、5445、5452；No. 44、掲載番号5624、5643；No. 48、掲載番号6158、6159、6161、6163、6165；No. 49、掲載番号6327、6341、6343；No. 51、掲載番号6683、6685、6695、6696；No. 52、掲載

番号6948、6961、6980、6986、7002；2014、No. 6、掲載番号557、559、566；No. 11、掲載番号1092、1096；No. 14、掲載番号1561、1562；No. 19、掲載番号2302、2306、2310、2317、2324、2325、2326、2327、2330、2335；No. 26、掲載番号3366、3379、3395；No. 30、掲載番号4211、4214、4218、4228、4233、4248、4256、4259、4264、4278；No. 42、掲載番号5615；No. 43、掲載番号5799；No. 48、掲載番号6636、6638、6642、6643、6651；No. 52、掲載番号7541、7545、7548、7550、7557；2015、No. 1、掲載番号35、67、68、74、83、85；No. 7、掲載番号1023；No. 10、掲載番号1405、1416；No. 13、掲載番号1811；No. 18、掲載番号2614、2620；No. 21、掲載番号2981；No. 24、掲載番号3367、3370；No. 27、掲載番号3945、3950；No. 29、掲載番号4354、4359、4374、4376、4391；No. 41、掲載番号5629、5637；No. 44、掲載番号6046；No. 45、掲載番号6205、6208；No. 48、掲載番号6706、6710、6716；No. 51、掲載番号7249、7250；2016、No. 1、掲載番号11、28、59、63、84；No. 10、掲載番号1323；No. 11、掲載番号1481、1490、1491、1493；No. 14、掲載番号1907；No. 15、掲載番号2051；No. 18、掲載番号2514；No. 23、掲載番号3285；No. 26、掲載番号3871、3876、3877、3884、3887、3891；No. 27、掲載番号4160、4164、4183、4197、4205、4206、4223、4226、4238、4249、4251、4259、4286、4291、4305；No. 28、掲載番号4558；No. 50、掲載番号6975；No. 52、掲載番号7508；2017、No. 1、掲載番号12、31、47、51；No. 7、掲載番号1030、1032；No. 9、掲載番号1278；No. 11、掲載番号1535；No. 15、掲載番号2140；No. 17、掲載番号2456、2457；No. 18、掲載番号2664；No. 22、掲載番号3069；No. 23、掲載番号3227；No. 24、掲載番号3487；No. 27、掲載番号3947；No. 30、掲載番号4455；No. 31、掲載番号4738、4755、4785、4812、4814、4815、4816、4827、4828；No. 47、掲載番号6844、6851；No. 49、掲載番号7308；No. 50、掲載番号7562；No. 52、掲載番号7919、7937；2018、No. 1、掲載番号21、30、35、48；No. 7、掲載番号973；No. 18、掲載番号2562；No. 30、掲載番号4555；No. 31、掲載番号4824、4825、4826、4828、4851；No. 32、掲載番号5091；No. 41、掲載番号6187；No. 42、掲載番号6378；No. 45、掲載番号6832、6843；No. 47、掲載番号7125、7128；No. 53、掲載番号8436、8439、8447；2019、No. 6、掲載番号465；No. 10、掲載番号893；No. 12、掲載番号1216、1217、1218、1219；No. 16、掲載番号1819、1820、1821；No. 18、掲載番号2220；No. 22、掲載番号2669、2670；No. 25、掲載番号3161；No. 27、掲載番号3536；No. 29、掲載番号3845、3847；No. 30、掲載番号4119、4120、4121、4122、4125、4131；No. 42、掲載番号5803；No. 44、掲載番号6178、6182；No. 49、掲載番号6964；No. 51、掲載番号7493、7494、7495；No. 52、掲載番号7766、7811、7819；2020、No. 14、掲載番号2002、2019、2020、2029；No. 17、掲載番号2710；No. 26、掲載番号4001；No. 30、掲載番号4744；No. 31、掲載番号5037；No. 42、掲載番号6526；No. 50、掲載番号8055、8065；2021、No. 1、掲載番号50、51、52、60、70；No. 6、掲載番号959；No. 9、掲載番号1461、1466、1471；No. 11、掲載番号1701、1702；No. 13、掲載番号2141；No. 15、掲載番号2425、2431；No. 17、掲載番号2884；No. 18、掲載番号3046；No. 22、掲載番号3676；No. 24、掲載番号4180、4218、4219、4221、4222、4223、4224；No. 27、掲載番号5060、5111；No. 52、掲載番号8978、8986；2022、No. 1、掲載番号3、37、49；ロシイスカヤガゼータ、2022、1月31日、2月18日）に以下の変更を加える：

1) 第1.8条第3項において、「第19.28条が定める行政的違法行為」という文言を「第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為」という文言に変更する；

2) 第2.6条第2項の1を以下の文言に変更する：

「2の1. 本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為であって、ロシア連邦の利益と相反するものをロシア連邦領外において行った外国法人は、他と同様に行政法上の責任を問われるものとする。」；

3) 第3.5条第1項において、「第19.27条第3項、第19.34条の1第2項、」という文言のあとに「第20.3条の3第1項、第20.3条の4、」という文言を、「第20.3条の2、」という文言のあとに「第20.3条の3第2項、」という文言を、「第20.3条の2第2項、」という文言のあとに「第20.3条の3第1項、第20.3条の4、」という文言を、「第19.4条、第19.7条の5-3第2項、」という文言のあとに「第20.3条の3第2項」

という文言を、それぞれ追加する；

4) 第3.7条に以下を内容とする第5項を追加する：

「5. 本法典第15.27条の3が定める行政的違法行為を行った結果として得られた財産が合法的に取得された財産に付け加えられて一体となっている場合には、付け加えられた財産の価額に相当する部分の財産が没収の対象となる。」；

5) 第4.1条の1第2項の「第14.31条～第14.33条、第14.56条、」という文言のあとに「第15.27条の3、」という文言を追加する；

6) 第4.5条第1項において、「テロ資金供与」という文言のあとに「（本法典第15.27条第4項および第15.27条の3が定める行政的違法行為を除く）」という文言を、「兵役登録」という文言のあとに「、犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について法への違反（本法典第15.27条第4項および第15.27条の3が定める行政的違法行為の部分について）に対する」という文言を、「テロへの対抗措置に関する」という文言のあとに「、特別経済措置および強制措置に関するロシア連邦の法」という文言を、それぞれ追加する；

7) 第14.1条備考3において、「段階」という文言を「および（または）第4の段階」という文言に差し替える；

8) 第14.25条の1第2段落において、「4万ルーブル」という文言のあとに「または1年未満の権利はく奪」という文言を追加する；

9) 第15.27条の1において：

- a) 名称に「、大量破壊兵器の拡散」という文言を追加する；
- b) 「提供」という文言を「1. 提供」という文言に変更する；
- c) 以下を内容とする第2項を追加する：

「2. 特別経済措置および強制措置に関するロシア連邦の法が定める金銭およびその他の財産の凍結（封鎖）にかかわる強制措置の不適用に対して－

法人には、30万ルーブル以上50万ルーブル未満の過料を科す。」；

10) 以下を内容とする第15.27条の3を追加する：

「第15.27条の3 犯罪的方法によって得られた財産にかかわる取引および金融オペレーションを法人の利益のために実行すること

明らかに犯罪的方法によって金銭またはその他の財産を得た者が、当該の金銭またはその他の財産の所有、使用および処分に適法な体裁を与えることを目的として、当該の金銭またはその他の財産にかかわる取引または金融オペレーションを法人の利益のため実行することに対して－

法人には、行政的違法行為の対象となった金銭の金額およびその他の財産の価額の3倍までの過料を科し、同時に当該の金銭またはその他の財産の没収を行うか、もしくは行わない。または30日までの活動の行政的停止を科し、同時に当該の金銭またはその他の財産の没収を行うか、もしくは行わない。

備考：

1. 法人は、以下の者が行政的違法行為を実行した場合、本条が定める行政的違法行為の実行に対して有責であると認められ、行政法上の責任を負うものとする：

法律、その他の法的文書、設立文書、契約書または委任状にもとづいて法人を代表して行動する権限を与

えられた自然人；

法人の経営機関または法人の財務・事業活動を監督する機関における職務に就いている自然人；

2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第6条の1第8項が定める意味で法人の実質的所有者である者。

2. 法人は、本条が定める行政的違法行為の発見、行政調査の実施、および（または）当該違法行為に関連する犯罪の発見、解明および捜査に協力した場合には、当該の行政的違法行為に対する行政法上の責任を免除される。」；

11) 以下を内容とする第20.3条の3および第20.3条の4を追加する：

「第20.3条の3 ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的平和の維持および安全保障を目的としたロシア連邦軍の軍事力利用に対する信用の毀損をねらって公然と行われた行為

1. ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的平和の維持および安全保障を目的としたロシア連邦軍の軍事力利用に対する信用の毀損をねらって公然と行われた行為（当該の目的にもとづくロシア連邦軍の軍事力利用の阻止に向けた公然と行われた呼びかけを含む）に対して。ただし、それらが刑事罰の対象となりうる行為としての特徴を持っていない場合－

市民には3万ルーブル以上5万ルーブル未満；公務員に対しては10万ルーブル以上20万ルーブル未満；法人に対しては30万ルーブル以上50万ルーブル未満の過料を科す。

2. 上記と同じ行為であって、無許可の示威行動の実施に向けた呼びかけをとまうか、同様に、市民の生命および（もしくは）健康ならびに財産に害をもたらすおそれ、公共の秩序および（もしくは）社会的安全の大幅に混乱させるおそれ、またはライフライン施設、輸送インフラもしくは社会インフラ、金融機関、発電施設、産業施設もしくは通信施設の機能への支障もしくは機能の停止をもたらすおそれを生じさせるものに対して。ただし、それらが刑事罰の対象となりうる行為としての特徴を持っていない場合－

市民には5万ルーブル以上10万ルーブル未満；公務員には20万ルーブル以上30万ルーブル未満；法人には50万ルーブル以上100万ルーブル未満の過料を科す。

第20.3条の4 ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対する制限措置の発動を求める呼びかけ

ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対する政治的または経済的な制裁の発動またはその延長として示される制限措置を、外国国家、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家または国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が実施することを求める、ロシア連邦市民および（または）ロシア法人が行った呼びかけに対して。ただし、それらが刑事罰の対象となりうる行為としての特徴を持っていない場合－

市民には3万ルーブル以上5万ルーブル未満；公務員には10万ルーブル以上20万ルーブル未満；法人には30万ルーブル以上50万ルーブル未満の過料を科す。」；

12) 第23.1条において：

a) 第1項の：

「第15.27条の1、第15.27条の2」という文言を「第15.27条の1～第15.27条の3」という文言に差し替える；

「第20.3条の2」という文言を「第20.3条の2～第20.3条の4」という文言に差し替える；

b) 第3項第3段落の：

「第14.57条、．．．条」という文言を「第14.57条、第15.27条の3、」に差し替える；

「第20.3条の2」という文言を「第20.3条の4」という文言に差し替える；

13) 第27.1条第13項において、「本法典第19.28条が定める行政的違法行為」という文言を「本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為」という文言に変更する；

14) 第27.20条において：

a) 名称に「、犯罪的方法によって得られた財産にかかわる取引または金融オペレーションを法人の利益のために実行することに対する」という文言を追加する；

b) 第1項において、「本法典第19.28条が定める行政的違法行為」という文言を「本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為」という文言に変更する；

c) 第2項において、「が定める行政的違法行為」という文言を「本法典第15.27条の3または...が定める行政的違法行為」という文言に変更する；

d) 第3項において、「本法典第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件にかかわる」という文言を、「本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件にかかわる」という文言に変更する；

e) 第5項の最初の文を以下の文言に変更する：

「財産の差押さえに関する決定は、本法典第15.27条の3および第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件の審理手続きを担当する裁判官が、検察官または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者から受け取った、行政的違法行為に関する事件の提起に関する決定および行政的違法行為に関する調書が添付された正当な理由ある要請を根拠として、これを下す。」；

f) 第6項において、「検察官」という文言のあとに「または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者」という文言を追加し、「本法典第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件」という文言を「本法典第15.27条の3および第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件」という文言に変更する；

g) 第7項を以下の文言に変更する：

「7. 検察官または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者による、本条第5項および第6項に定める要請の検討は、検察官または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者、ならびに本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件の審理の対象となっている法人に対する通告なしに、当該の要請が裁判所に到着した日の翌日までに、裁判官がこれを行う。」；

h) 第8項において、「検察官」という文言のあとに「本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者」という文言を追加する；

i) 第9項において、「検察官および執行官」という文言を「検察官または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者および執行官」という文言に差し替え、「本法典第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件にかかわる」という文言を「本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為に関する事件にかかわる」という文言に差し替え、さらに「または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者」という文言を追加する；

j) 第11項において、「検察官」という文言のあとに「または本法典第15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者」という文言を追加する；

k) 第13項において、「検察官」という文言のあとに「または本法典15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者」という文言を追加する；

l) 第15項において、「検察官」という文言のあとに「または本法典15.27条の3に定める行政的違法行為に関する事件を提起する権限を有する者」という文言を追加する；

15) 第28.3条第2項において：

a) 第1号の「第20.3条、」という文言のあとに「第20.3条の3、」という文言を追加する；

b) 第82号の「第15.27条の1、第15.27条の2、」という文言を「第15.27条の1～第15.27条の3、」という文言に差し替える；

16) 第28.4条第1項において「第20.3条の2、」という文言のあとに「第20.3条の4、」という文言を追加する；

17) 第29.5条の第1項の3を以下の文言に変更する：

「1の3．本法典第15.27条の3および第19.28条に定められている、ロシア連邦領外で実行された行政違法行為法典事件は、当該事件を提訴した機関が所在する場所において審理に付される。」；

18) 第29.9条第1項の1第4号において、「第15.21条、」という文言のあとに「第15.27条の3、」という文言を追加する；

19) 第32.2条第1項の4において、「本法典第19.28条が定める行政的違法行為の実行に対して科された過料」という文言を「本法典第15.27条の3または第19.28条が定める行政的違法行為の実行に対して科された過料」という文言に差し替える。

第2条

1．本連邦法は、本条において別段の発効日が定められている条項を除き、その公布日から180日が経過した時点で発効する。

2．本連邦法第1条の第7項、第11項、第12項「a」号第3段落、「b」号第3段落、第15項「a」号、第16項は、本連邦法が公布された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月4日

第31-FZ号